

離着陸等施設 使用届出書の提出について

航空機の離着陸又は停留のために空港施設（滑走路、誘導路及びエプロンに限る）を使用する場合は「離着陸等施設 使用届出書」の提出が予め必要です。押印または直筆の署名が必要な書類（離着陸等施設 使用届出書、落下物対策を講じることを約する誓約書、同意書確認書、委任状）は後日郵送または手交によりご提出をお願いします。

記入した「離着陸等施設 使用届出書」は、

E-mail : hap-rjcc_spot-daily@hokkaido-airports.co.jp

または

FAX : 0123-45-6626

でご提出ください。

※本届出書を初めて提出する際、並びに前回の届出から使用する機材が変更となった際には使用機材の最大離陸重量および騒音値の証明書類（耐空証明の該当ページのコピー等）、航空保険の写しをご提出ください。

ご不明な点は、

・北海道エアポート株式会社新千歳空港事業所空港運用部運航情報課（0123-46-2970）

までお問い合わせください。